

## 議案第 7 号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定す  
る。

令和 8 年 2 月 19 日提出

富津市長 高 橋 恭 市

## 提案理由

令和 7 年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、通勤手当を見直すた  
め、条例の一部を改正するものである。

## 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、前項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（規則で定める職員を除く。）にあっては、第2号又は第3号の額に1箇月につき5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額をえた額とする。

第12条第2項第1号中「相当する額（以下「運賃等相当額」という。）」を「相当する額」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削る。

別表第3中

「	7,100円	7,300円
	10,000円	10,400円
	12,900円	13,500円
	15,800円	16,600円
	18,700円	19,700円
	21,600円	22,800円
	24,400円	25,900円
	26,200円	29,100円
	28,000円	32,300円
	29,800円	35,500円
	31,600円	38,700円

」を

」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。